

○玖珠町環境保全条例

平成2年8月1日玖珠町条例第14号

改正

平成3年9月25日条例第32号

平成17年3月31日条例第21号

玖珠町環境保全条例

(目的)

第1条 この条例は、自然に恵まれた玖珠町の風土と文化の薫り高い環境を保持するとともに、童話の里を創造する潤いのある町づくりを基本理念として、町民、事業者、町の3者が総力を結集し、それぞれが責任と自覚を持つとともに、事業等により環境悪化を及ぼす等、種々の紛争を未然に防止し、豊かな環境づくりに資するとともに、住民の生命及び健康を守ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号による。

- (1) 環境悪化 環境対策基本法（平成5年法律第91号）第2条第3項に規定する公害、その他良好な環境を悪化させる状態をいう。
- (2) 豊かな環境 健康で安全にして、快適な生活を営むことのできる環境をいう。
- (3) 事業等 環境に影響を及ぼすおそれのある全ての事業をいう。
- (4) 水源 河川の源流となる湧水、及び湖沼水並びに水道法に定める上水道及び簡易水道のほか、その他給水施設等の水源をいう。

(適用範囲)

第3条 この条例は、玖珠町全域について適用するものとする。

(基本的責務)

第4条 全ての町民は、豊かな自然環境及び生活環境を享受する権利を有し、相互にこれを尊重するとともに、環境保全の施策に対し、積極的に協力するものとする。

- 2 何人も道路、公園、広場、河川、その他公共の場所、施設を破損及び汚損してはならない。
- 3 事業者は、事業等の実施に当たっては、環境保全の施策に積極的に協力するものとし、その事業によって、地域の豊かな環境保全に最大の努力を払い、自らの責任において、必要な措置を講じなければならない。
- 4 町は、町民が豊かな環境を享受する権利の確保と、施策の実施、環境保全に関する意識の普及及び啓発の遂行に努めなければならない。

(通報と措置請求)

第5条 町民は、豊かな環境が悪化されようとしているとき、又は受けるおそれがあるときは、その状況を町長に報告するものとする。

2 町民は、事業等による環境悪化によって被害を受け、又は受けるおそれがあるときは、町長に対して調査及び適切な措置を講じるよう申し出ることができる。

(事前環境調査)

第6条 環境に影響を及ぼすおそれのある事業を実施するもの（以下「事業者」という。）は、あらかじめその事業が環境に及ぼす影響を調査し、良好な環境を破壊しないよう努めなければならない。

(事前協議)

第7条 次に掲げる事業を実施するものは、あらかじめ事業（開発行為）協議書を作成し、事業の内容について、町長及び町教育委員会に協議をしなければならない。

- (1) 宅地造成、その他の土地の区画、形質を変更する事業（以下「開発行為」という。）で、その面積が3,000平方メートルを超えるもの
- (2) 環境に影響を及ぼすおそれのある工場、及び事業の新築、並びに増設
- (3) 地盤面下における機動機等のボーリングで口径100ミリメートルを超え、深さ200メートルを超えるもの
- (4) 水源と周知される地域で、水質の汚染、汚濁等のおそれのある事業

(事前公開)

第8条 事業者は、標識に開発事項を記入し、事業予定地内の公衆の見やすい場所に設置して、当該事業の計画を公開しなければならない。

2 事業者は、当該事業が実施されることによって、環境に影響を受けるおそれのある付近住民に対し、説明会等の方法により、当該事業の計画について公開しなければならない。

(関係住民の同意)

第9条 事業者は、環境に影響を受ける関係住民（以下「関係住民」という。）に対し、あらかじめ当該事業計画の内容について周知するとともに、関係住民の同意を得るものとする。ただし、関係住民が正当な理由なくして当該事業に関する協議に応じない場合は、この限りでない。

(勧告及び命令)

第10条 町長は、第7条の規定による事前協議において、当該事業が豊かな環境を阻害すると認められるときは、当該事業を実施するものに対し、環境保全のため必要な措置をとるべく勧告し、又は命じることができる。

(適用除外)

第11条 国、又は地方公共団体が行う公益事業については、第7条、第8条及び第9条の規定は適用しない。

(埋蔵文化財の保護)

第12条 事業者は、事業の実施により、埋蔵物で文化財と思われるものを発見したときは、直ちに工事を中止し、町教育委員会に届け出て必要な措置を講じなければならない。

(電波障害)

第13条 事業者は、事業によっておきるテレビ電波等の障害を排除するため、必要な施設を事業者の負担で設置し、維持管理においても事業者が行わなければならない。

(公害)

第14条 事業者は、事業の実施により、煤煙、粉塵、汚水、悪臭、騒音、振動及び産業廃棄物の公害が発生しないように努め、細心の注意を払うとともに、防止方法、処理方法について、関係法令、及び町関係条例を遵守しなければならない。

(立入調査権)

第15条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、関係職員が事業の施行場所等に立ち入り、関係書類、機械設備、建築物その他物件及び土地並びにその場で行われている行為状況について調査、若しくは検査又は関係者に対し必要な指示、指導を行わせることができる。

2 前項の規定による立入調査を行うものは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

(委任)

第16条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附則

(平成3年9月25日条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。

附則

(平成17年3月31日条例第21号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。